

～生物多様性は私た

遺伝子組

世界を



上がGM鮭。野生の鮭と比べると、その大きさがよくわかる



成果をあげたCOP10・MOP5 遺伝子組み換え生物をめぐる 国際会議報告集会

2010年12月14日

自然の生態系の保護を目的とした生物多様性条約は、1992年に採択、1993年に発効された。

地球上の多様な生物をその環境とともに保全する。・生物資源を持続可能であるように利用する。

・遺伝資源の利用から生ずる利益を公平かつ公正に分配する。

という三つの目的を持っていて、2年に1回、世界各地で締約国会議が開催され、各国の政策の指針として内容の詳細が検討されてきた。生物多様性条約の中でも、GM問題は法的拘束力が強いカルタヘナ議定書として2000年に採択、2003年に発効された。これも2年に1回締約国会議が開催されている。

COP10で何が話しあわれたのか

道家哲平さん(生物多様性市民ネットワーク運営委員)からの報告。

COP10本会議で採択された個別テーマは47種類。なかでも主要なものは、「愛知ターゲット」。生物多様性条約が目標とする「人と自然の共生」を2050年までに実現するための、各国が今後10年間に成すべき事が20項目掲げられている。各国政府や社会が問題の根本原因に対処するための具体方策として、生物多様性に関する周知の徹底などが内容となっている。また、名古屋議定書(ABS問題)―遺伝資源から生じる利益の公正かつ公平な配分に関する問題)は、名



道家さん

MOP5市民ネットのこれからの課題(カルタヘナ国内法改正に向けて)

河田昌東さん、天笠啓祐さん(ともにMOP5市民ネット共同代表)によるパネルディスカッション。

「現在の国内法ではGM作物として規制されるのは、固有種(江戸時代以前からある生物)に限られており、ほとんどの農作物、明治時代以降に入ってきたセイヨウナタネなどは対象とならないなど不備が多い。改定して、本来のカルタヘナ議定書の内容を生かすものとしなければならぬ」と河田さんが発言。天笠さんからは「今回のMOP5で決まった『責任と修復(救済)』に関する名古屋クアラル

コブ補定議定書」の内容をどのよう国内法に盛り込んでいくかが大事だ」などの発言があった。

MOP5では、何が決まり、何が決まらなかったのか

講師 天笠啓祐さん

MOP4で合意できずに、カルタヘナ議定書19条のLMO(GMOに細胞融合生物を加えてLMOというの規制、27条「責任と修復」の条項は積み残しの課題となっていた。今回、「責任と修復(救済)」に関する名古屋クアラルコブ補定議定書」が採択された。

この補定議定書が成立した要因としては、日本政府の姿勢の変化も大きい。MOP4では、日本が輸入国であるにもかかわらずGM作物の輸出の代弁をしていて各国から批判された。MOP5での変化は、議長国であることや政権が変わったことも影響している。官僚だけに任せるのではなく、政治家も直接的に関わることを働きかけたロビー活動

「この2年間のMOP5市民ネットの精力的な活動の影響も大きい。補定議定書の成果について法的拘束力を持つものとして、全加盟国が合意した。予防原則が、条約、議定書、補定議定書の全てに貫かれた。

・事業者の範囲にモンサント社など「種子開発企業」も含まれた。

・対象に「持続可能な利用」という表現で農業も入った。

・人も含めてあらゆる生物が対象となる。

補定議定書の問題点について

・各国の対応にゆだねる項目が多く、日本でも国内法の整備が緊急の課題。

予防原則は、EU域内法には入っているが、カルタヘナ国内法には入っていない。また、農業や人の健康は国内法には入っていない。国内法における生物多様性影響評価も対象を野生生物のみに限定する等大きな問題がある。環境省の法律でありながら農水省が担当している状況を整理する必要もある。GM作物・GM生物の問題は、耐性害虫や耐性雑草の拡大、野生植物・原生種汚染の拡大など数多い。

・民事賠償規定(補償、修復をどのようにしていくか)に関しては、汚染者負担の原則・無過失責任は最終的には明記されず、5年後の見直しとなった。GMOが問題を起しても、汚染者負担の原則は、負担の大きい立証責任を誰が負うのかなど、補償したくない輸出国と補償を求め輸入国との利害で対立が大きく、補定議定書を成立させることを交換条件としてこの規定から外された。

・資金保障制度は、責任企業が修復や賠償能力がない場合も想定されることから、保険や基金を輸入の条

件にすることが検討された。しかし、コストアップに繋がるとして輸出国の抵抗が大きく、「各国が資金的補償を求める権利を持つ」とことが明記され「補定議定書MOP1」に先送りとなった。

・LMOの生成物については、輸出国が補償などの範囲が広がるとして抵抗し補定議定書から外された。LMOの生成物とは、GM生物が作り出すタンパク質やアミノ酸などを指すが、議論の過程で「GM生物から作り出される豆腐などの産品」と解釈が変わり、膨大に対象が広がることから補定議定書から外された。

日本での今後の課題

予防原則は、EU域内法には入っているが、カルタヘナ国内法には入っていない。また、農業や人の健康は国内法には入っていない。国内法における生物多様性影響評価も対象を野生生物のみに限定する等大きな問題がある。環境省の法律でありながら農水省が担当している状況を整理する必要もある。GM作物・GM生物の問題は、耐性害虫や耐性雑草の拡大、野生植物・原生種汚染の拡大など数多い。

・「この2年近く全国の仲間が市民ネットとして、団

結して活動したことは大きな成果。本会議では、人間の持つ持っている本来的な危機感からとも思うが、各国の代表は生態系の保護のために厳しい姿勢で臨んでいる」と原野好正さん(MOP5市民ネット副代表)から閉

会の挨拶があった。

の2年近く全国の仲間が市民ネットとして、団